



こんなにあ

1 合併の方式

新設合併か編入合併かを決めるものです。

第3回合併協議会で「編入合併とし、合理的で理想的な合併をめざす」ことが承認されました。

2 合併の期日

新市誕生の日を決めるものです。

第3回合併協議会で「平成17年1月までとする」ことが承認されました。また今後、一定の時期にはっきりとした期日を決定することも承認されました。

3 新市の名称

編入合併の場合は基本的に編入する市町村の名称をそのまま使うことが多いのですが、新たに制定することもできます。

第3回合併協議会で「『各務原市』を基本とし、協議を継続する」ことが承認されました。

4 新市の事務所の位置

編入合併の場合は通常、編入する市町村の事務所の位置となります。第3回合併協議会で「現各務原市役所の位置とする。川島町役場には、住民サービスの低下を防ぐため所要の機関を置く」ことが承認されました。

5 財産の取扱い

新市の一体性の観点から、合併前に市町村が保有する財産（土地、建物、債権及び債務など）は、す

べて新市に引き継ぐ場合がほとんどです。第3回合併協議会で「すべて新市に引き継ぐものとする」ことが承認されました。

6 議員の定数及び身分の取扱い

編入合併の場合は原則、編入される市町村の議員は、すべて失職しますが、合併特例法により、編入する市町村の議員の定数を増やし、編入される市町村の議員を充てる「定数特例」と、編入する市町村の議員の任期まで編入される市町村の議員の任期を延ばす「在任特例」があります。

第4回合併協議会で、小委員会に付託することが承認されました。

7 農業委員の定数及び身分の取扱い

編入合併の場合は原則、編入される市町村の農業委員は全員失職しますが、合併特例法により、選挙による農業委員に限り、編入する市町村の農業委員の残任期間を在任できます。

第3回合併協議会で「川島町農業委員会は各務原市農業委員会に統合し、川島町の農業委員のうち選挙で選出された12人は各務原市の農業委員の在任期間だけ在任する」ことが承認されました。

8 地方税の取扱い

原則、合併後に合併市町村の全区域にわたり、直ちに均一の課税

をしなければなりませんが、合併特例法により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、不均一課税を行うことができます。

第3回合併協議会で、税率の異なる税目についてそれぞれ不均一課税を実施することが承認されました。詳細については幹事会で協議を継続することになりました。

9 一般職の職員の身分の取扱い

編入合併の場合は原則、編入される市町村の一般職の職員は失職しますが、合併特例法により、編入される市町村の一般職の職員については、新市で引き続き身分を保有するように措置しなければなりません。

第3回合併協議会で、「川島町の定数内の職員は、すべて各務原市の職員として引き継ぐものとする」ことが承認されました。

10 新市建設計画

合併に際し、住民に合併後のまちづくりに関するビジョンを示す、いわば合併市町村のマスター・プランとしての役割を果たすものです。

この計画を基礎として、さまざまな財政措置が講じられます。

11 特別職の身分の取扱い

編入合併の場合、編入される市町村の特別職は失職します。

第3回合併協議会で、「川島町

ります “協議項目”

合併の協議項目は、これだけあります。協議会では、合併後にまちが住みやすくなった、合併してよかったといわれるよう、慎重に協議を進めていきます。

の常勤の特別職(三役及び教育長)及び執行機関の委員については合併の前日をもって失職する」ことが承認されました。

12 条例、規則等の取扱い

編入合併の場合、編入する市町村の法人格がそのまま存続するため、その条例、規則等を適用することになります。そこで、合併時に必要な改正を行う必要があります。

13 事務組織及び機構の取扱い

編入合併の場合、編入する市町村の組織や機構が、編入される市町村の事務に対応できるよう、必要に応じて機構改革を行い、円滑な事務引き継ぎをするための準備を進めておく必要があります。

14 一部事務組合等の取扱い

合併関係市町村が構成団体となっている一部事務組合や広域連合、機関の共同設置等については、構成団体に変動が生じるので、その取扱いについて協議する必要があります。

15 使用料、手数料等の取扱い

合併関係市町村の間で同一目的の施設や同一種類の事務について、その使用料、手数料が異なっている場合には、あらかじめその取扱いについて十分検討し、調整を図

っておく必要があります。

上・下水道使用料、ごみ・し尿処理等の手数料などが該当します。

16 公共的団体等の取扱い

公共的団体等とは、農業協同組合、商工会、商工会議所、青年団、婦人会など、公共的活動を営むすべての団体を含みます。

合併特例法では、市町村合併に際して、その区域内の公共的団体等は、その統合整備を図るよう努めなければならないとしています。

17 補助金、交付金等の取扱い

各市町各種団体への補助金や交付金等については、その趣旨や目的に基づき新市の施策を進める上で必要かどうかを論議し、統合、調整が行われます。

18 町名、字名の取扱い

町名、字名は地域の歴史や文化が染み込んだ、住民にとっては愛着の深いものであり、合併しても存続させるケースが多く見受けられます。

なお、同一名称が存在する場合には、その取扱いをはじめ、細部について協議する必要があります。

19 慣行の取扱い

市・町民憲章、市町の歌、市町の花・木、各種宣言、各種事業等の慣行については、それぞれの地域の伝統や文化との結びつきが強

いものが数多くあります。

このため、地域の特性や個性、住民生活に十分配慮しながら、取扱いを協議する必要があります。

20 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険は、市町村が保険者となって、住民から保険料(税)を徴収して運営しています。合併関係市町村によって保険料(税)率、納期等が異なっている場合は、一元化を図る必要があります。

これも地方税の取扱い同様、合併特例法により、期間を定めて不均一課税を実施するかどうかの協議が行われます。

21 介護保険事業の取扱い

国民健康保険と同様に市町村が運営する事業です。

制度の中で保険料や納期が異なる場合があるので、早期に一体性の確保に努め、住民福祉の向上を図る必要があります。

22 各種事務事業の取扱い

建設、環境衛生、福祉、教育文化、農林水産、商工観光、消防防災など、両市町のあらゆる分野の事務事業について、専門部会、分科会により、すり合わせ作業が行われている最中です。

これらは住民生活に直接影響のあるものばかりです。その取扱いについては十分留意し、調整していく必要があります。